

八戸医療生活協同組合

特定施設入居者生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 八戸医療生活協同組合が設置する介護付有料老人ホーム 生協たむかひの家(以下「施設」という。)において実施する指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護状態の利用者に対し、特定施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でもその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

2 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 指定特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護付有料老人ホーム 生協たむかひの家
- 二 所在地 八戸市田向4丁目13-8
- 三 定員 41人
- 四 居室数 41室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定特定施設入居者生活介護の実施に際し、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 二 生活相談員 1名以上

利用者及び家族の相談に応じるとともに、施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。

- 三 看護職員 2名以上

利用者の健康管理及び心身状態の把握を行うとともに衛生管理等の業務を行う。

- 四 介護職員 12名以上

利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう必要な支援及び介護を行う。

- 五 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

- 六 計画作成担当者 1名以上

利用者の心身等の状況を踏まえて、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画を作成する。

(指定特定施設入居者生活介護等の内容)

第5条 指定特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴(標準的な回数は週2日)、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話
- 二 日常生活動作の機能訓練
- 三 療養上の世話
- 四 健康チェック

(利用料その他の費用の額)

第6条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- 2 家賃 Aタイプ 24,000円、Bタイプ 30,000円、Cタイプ 35,000円
- 3 光熱水費 22,000円
- 4 管理費 24,200円(要介護1)、26,400円(要介護2)、28,600円(要介護3)、30,800円(要介護4)、33,000円(要介護5・消費税込)
- 5 食材料費 48,211円(31日の場合)
- 6 理美容代 1,500円
- 7 おむつ代 実費
- 8 日常生活品費 実費
- 9 受診同行 ※協力医療機関以外の通院又は入退院の際の介助等に要する費用
1時間未満 2,000円 2時間未満 3,500円 2時間以上 7,000円
- 10 買い物代行 一回 300円
- 11 第2項から第10項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名を受けるものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第7条 全室個室での介護居室であるため、一時介護室は設置していない。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第9条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 施設は、指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第11条 施設は、指定特定施設入居者生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

3 施設は、提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該

市の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告するものとする。

5 施設は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 施設は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- 三 虐待の防止のための対策を検討するコンプライアンス委員会に参加。
- 四 コンプライアンス委員会の制定する虐待の防止ための指針に従う。
- 五 適切に実施するためのコンプライアンス委員を置く。

2 施設は、サービスの提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第13条 施設は、指定特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(個人情報保護)

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た利用者又はその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(衛生管理等)

第15条 施設は、入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

(ハラスメント対策)

第17条 施設は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動、または、
優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就
業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第18条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切
に利用するものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
- 六 他の利用者や職員への暴言・暴力・ハラスメントなどの迷惑行為。

3 利用者、または、その家族等により職員へ以下のようなハラスメント行為があり、本契約を継続しがたいと
判断した場合は、協議のうえ契約終了とする。

- 一 身体的暴力:身体的な力を使って危害を及ぼす行為があった場合
- 二 精神的暴力:個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける、脅迫的・威圧的な言動がある場合
- 三 セクシャルハラスメント:性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為がある場合

(その他運営に関する重要事項)

第19条 全ての特定施設入居者生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、
介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)
に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業
者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備
する。また、施設は従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制
の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年1回

2 施設は、指定特定施設入居者生活介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する
ものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については利用者と管理者との協議に基づい
て定め、重要事項が生じた場合にはその適切な対応を図り、問題の解決に当たるものとする。

附 則

この規程は、2022年5月1日から施行する。

この規程は、2023年3月1日一部改正、施行する。

この規程は、2023年4月1日一部改正、施行する。

この規程は、2023年11月22日一部改正、施行する。

この規程は、2024年4月1日一部改正、施行する。